

平成28年7月6日

加盟団体 各位
公認レフェリー 各位

(公財) 日本バドミントン協会
競技審判部長 山田順一郎

大会運営規程第4章第19条の改訂について

平成28年4月1日付けで発行しました諸規程集(赤本)の中で、大会運営規程第4章第19条に関連して、全国各地より本規程の運用に関し様々な不具合が発生し、本会競技審判部で緊急に本件の対応策を検討いたしました。そこで、本規程が本人または本人以外の者を有利にすることを目的とした棄権行為を防止するために制定されていることを鑑み、下記のとおり特例事項を盛り込んだ本条項の一部改訂を策定致しましたのでご通知申し上げます。

なお、施行は平成28年9月10日に開催されます(公財)日本バドミントン協会第359回理事会にて改訂の承認を得ることにしておりますので、平成28年7月1日から平成28年9月10日までを試用期間とし、理事会承認後の平成28年9月11日から正式施行とさせていただきます。

(現行)

本会主催の第1種大会の個人戦においては組合せ決定後、エントリーの変更はできない。また、試合を棄権したものは、それより後の同一種目及び同大会にエントリーしている他の種目全てにおいて出場できない。ただし、ダブルスの場合、棄権したプレイヤーのパートナーは除くものとする。

(改訂後)

本会主催の第1種大会の個人戦においては組合せ決定後、エントリーの変更はできない。また、試合を棄権したものは、それより後の同一種目及び同大会にエントリーしている他の種目全てにおいて出場できない。ただし、ダブルスの場合、棄権したプレイヤーのパートナーは除くものとする。なお、本規程の運用に関し、棄権行為が本人または本人以外の者を有利にする目的でなく、正当な理由をもった棄権行為として競技役員長(レフェリー)が判断した場合、競技役員長(レフェリー)の判断により棄権後の他のエントリー種目に出場することを認めることがある。

- * 試用期間 平成28年7月1日～平成28年9月10日
- * 正式施行 平成28年9月11日～